

岩倉市資源ごみ回収団体助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量及び資源の有効利用を図るために、資源の回収を推進する団体に対し助成金を交付し、ごみの再資源化を促進することを目的とする。

(団体の登録)

第2条 資源を回収する団体は、資源ごみ回収団体登録申請書(様式第1)を市長に提出するものとする。

(交付対象)

第3条 助成金は、あらかじめ市に登録をし、資源回収を原則として年3回以上実施する団体(以下「登録団体」という。)に対して交付するものとする。

(助成金の対象となる資源回収品目)

第4条 助成金の対象となる資源回収品目(以下「資源ごみ」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 古紙類(新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等。ただし、ロー引き、ビニール引き、カーボン紙は除く。)
- (2) 布類(古布など。ただし、残り糸、織りくず、布団は除く。)

(助成金の額)

第5条 助成金は、登録団体が収集した資源ごみの種類及び重量に応じ、予算の範囲内で交付する。

2 助成金の額は、次の各号に掲げる資源ごみの種類に応じ、当該各号に掲げる額から登録団体が収集した資源ごみを回収業者に引き渡す際の買取り額を控除して得た額とする。ただし、登録団体が収集した資源ごみを回収業者に引き渡す際、逆有償(回収業者に回収費用を支払うことをいう。以下同じ。)である場合は、次の各号に掲げる資源ごみの種類に応じ、当該各号に掲げる額に、1キログラム当たり1円を加算して得た額を、助成金の額とする。

- (1) 古紙類 1キログラム当たり5円
- (2) 布類 1キログラム当たり5円

(交付申請)

第6条 助成金交付を受けようとする登録団体は、資源ごみ回収団体助成

金交付申請書（様式第2）に計量票類、資源の回収状況報告書（様式第3）、回収業者購入価格の通知書等を添付して、市長に提出するものとする。

2 前項の申請は、6月、9月、12月及び3月末までに行うものとする。
（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、助成金交付決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 前条の通知を受けた者が助成金を請求しようとするときは、助成金交付請求書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第9条 市長は、助成金の交付請求を受けたときは、内容を審査の上、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還等）

第10条 市長は、登録団体がこの要綱に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、登録を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。